元年度
めぐろエコ・プランⅢの取り組み結果と評価をお知らせします

問環境保全課温暖化対策係（☎5722－9034、FAX5722－9401）

区は、全区有施設を対象とした地球温暖化対策推進第三次実行計画（めぐろエコ･プランⅢ）に基づいて、省エネルギー・省資源活動を推進しています。

元年度の主な取り組み結果と、区民と学識経験者による評価委員会の評価をお知らせします。

今後も、引き続き環境負荷の低減に努めていきます。

◆主な取り組み
- 施設における省エネルギー活動の推進
- 新築・改築・改修時における省エネルギー・再生可能エネルギー設備などの導入ほか
- 低燃費車の導入
- 温室効果ガス吸収作用の保全（区有施設などの緑化推進）
- 日常業務でのエコオフィス活動（省エネルギー・省資源活動）の推進

◆区有施設の温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減

▲は減数

	平成25年度（基準年度）	令和元年度	対基準年度比
温室効果ガス排出量（単位:t-CO_2-eq）	23, 627	19, 891	▲15.8%
エネルギー使用量（単位：kL）	11, 512	11, 123	▲ 3.4%

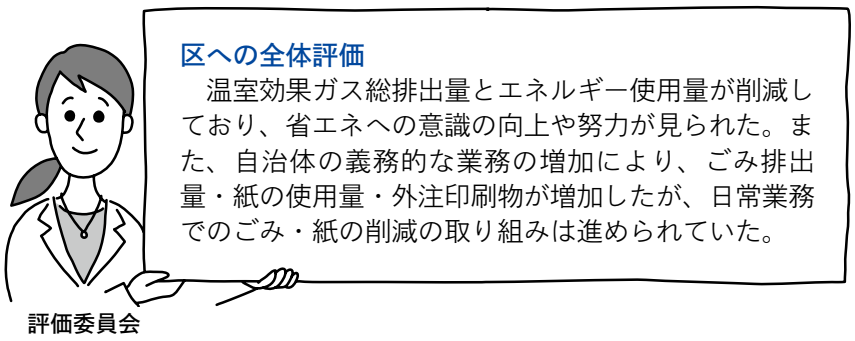

📖 取り組み結果や評価委員会による評価の詳細は、冊子「めぐろの環境（環境報告書）」（総合庁舎本館１階区政情報コーナー・６階環境保全課、目黒区エコプラザで配布）のほか、ホームページ（右コード）でご覧になれます。

約36億円の被害!?（１～７月時点〈都内〉）

感染症関連の詐欺などに注意

問生活安全課生活安全係（☎5722－9667、FAX5722－9409）

詐欺の被害を受けたかたのうち、約９割が「私はだまされない」と考えていたことが分かっています。オレオレ詐欺・還付金詐欺などは、手口がますます巧妙化しているため、家族の見守りも大切です。今一度、被害に遭わないためにしっかりと対策をして、不審な電話やメールなどを受けたときは、最寄りの警察署までご相談ください。

最近増えているケース

●役所や省庁を装った詐欺

特別定額給付金に乗じた不審な電話やメールなどが確認されています。区市町村や省庁などが手数料などの振り込みやATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

●カードをすり替える詐欺

自宅に百貨店の店員や警察官を名乗る者がきて、「あなたのカードが不正に使われているので、交換する必要があります。確認のため見せてください」などと言い、隙を見て偽物とカードをすり替える詐欺が発生しています。

犯行電話の音声が聞けます

警視庁「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」（右コード）では、犯行に使われた電話の音声などが聞けます。

犯人と話をしない対策を

言葉巧みにだまそうとする犯人とは、話をしないことが最善策です。自動着信拒否装置「トビラフォン」（右写真）は、警察から提供される詐欺グループなどの情報を基に不審な電話を判別し、自動で着信を拒否します。貸し出しを希望するかたは生活安全課へお問い合わせください。

貸し出します

怪しいと思ったら迷わず連絡を！

目黒警察署（☎3710－0110）　碑文谷警察署（☎3794－0110）

教育委員会の事務の管理・執行状況の点検と評価の結果をお知らせします

問教育政策課教育政策係（☎5722－9432、FAX5722－9332）

区教育委員会は、区民の皆さんに信頼され、効果的な教育行政を推進するため、毎年、事務の管理・執行状況について、学識経験者に意見を伺いながら点検と評価を行っています。元年度の報告書をまとめましたので、お知らせします。

◆対象事業
「平成31年度教育行政運営方針」の４つの重点課題に対応した51事業

◆点検・評価結果

重点課題	A評価	B評価	C評価	計
子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	15	6	0	21
学校の教育活動を支える条件整備の充実	10	5	0	15
子どもの安全・安心の確保と学校環境の整備	7	1	1	9
生涯学習の推進	2	4	0	6
合計	34	16	1	51

点検・評価の基準

Ａ評価：実施策の進捗が計画どおりできており、一定の成果が得られた
Ｂ評価：実施策の進捗がおおむね計画どおりできているが、さらに取り組みの強化が必要である
Ｃ評価：実施策の進捗が計画どおりできておらず、改善の余地がある
※点検・評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施

📖 報告書（全文）は、総合庁舎本館１階区政情報コーナー・５階教育政策課、めぐろ学校サポートセンター、社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ、図書館で配布するほか、ホームページ（右コード）でご覧になれます。

生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」
高校・大学などの入学金や学費の資金をお貸しします

無利子で

問目黒区社会福祉協議会（☎3711－4995、FAX3719－8715）

目黒区社会福祉協議会は、低所得世帯、障害のあるかたや介護を要する高齢者のいる世帯などに、資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度を設けています。

教育支援資金は、その一つで、進学や修学の継続を支援します。申し込みから資金交付まで約１カ月かかります。支払い時期を確認のうえ、早めにご相談ください。詳細はお問い合わせください。

●教育支援資金の種類と貸付限度額

	高等学校、専修学校（高等課程）	高等専門学校	短期大学、専修学校（専門課程）	大学
教育支援費（月額）	35, 000円	60, 000円	60, 000円	65, 000円
	学費の範囲内。月額の1.5倍の額まで貸し付けできる場合あり			
就学支度費	50万円（入学金の範囲内）			

返済期間　14年以内（卒業後、６カ月以内の据え置き期間を経て返済開始）
※納付済みの学費・入学金は対象外

●要件
①区内に住民登録がある
②世帯の収入月額が基準以内（右表）
③世帯収入で、卒業までの生計維持が可能な状況である
④貸し付けに際して、地域の民生委員による面接を受ける
⑤原則、修学者本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となる

収入基準月額（２年度）

２人世帯	272, 000円
３人世帯	335, 000円
４人世帯	385, 000円
５人世帯	425, 000円